

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業
に関するガイドライン

令和4年5月

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業に関するガイドライン

目 次

1 はじめに	1
(1) 本ガイドラインについて	1
(2) 食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業について	1
(3) 用語の解説	2
2 補助対象経費の考え方	6
(1) ベースとなる事業とポイント発行事業	6
(2) 事業の実施体制と補助対象経費	7
3 環境保全効果の算定	10
(1) 環境保全効果の算定方法	10
(2) 環境保全効果の算定のための指標	11
(3) 副次的に発生する影響	12
(4) 環境保全効果の算定根拠	13
4 その他の留意事項	15

1 はじめに

(1) 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、環境省が令和3年度補正予算において実施する、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業について、その目的や用語の解説、留意すべき点等を示すことにより、事業に対する一般の理解の醸成を図るとともに、とくに公募における応募申請を検討する際の参考や一助となることを目的としている。

なお、応募申請に当たっては、以下のウェブサイトに掲載されている公募要領等を熟読のこと。

○一般社団法人地域循環共生社会連携協会「公募のお知らせ」

https://rcesspa.jp/offering/20220331_01

(2) 食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業について

消費ベースでみたときの我が国の温室効果ガス排出量は、製造段階から廃棄段階までのライフサイクル全体を考慮すると、約6割が衣食住を中心とした家計関連に由来している。温室効果ガス排出量の2030年46%削減、家庭部門66%削減に向か、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須となっている。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食品ロス半減、ワンウェイプラスチック25%排出抑制等の目標達成が必要である。2030年までにいずれも大幅な削減が求められており、様々なライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要がある。中でも、環境配慮に取り組む国民・消費者に対してわかりやすい形でインセンティブを提示する制度設計が期待されている。

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業は、脱炭素・循環型ライフスタイルへの転換や行動変容を促すため、環境配慮製品・サービスの選択等といった消費者の環境配慮行動に対して新たにポイントを発行しようとする企業や自治体等に、その企画・開発・調整等の準備経費の支援を行うものである。ポイントというわかりやすい形で行動の結果を見る化することが行動の実践や維持に有効であり、企業や地方公共団体等によるポイント発行の取組を一気に拡大することにより、消費者の環境配慮行動の促進を図るものである。

このことから、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業においては、消費者の環境配慮行動に対してポイントを発行するシステムが構築（改修を含む）された件数を第一のKPI（アウトプット指標）とする（図1-1）。また、事業を通じてポイントの発行を受けた人数やポイント発行数、ポイントが発行された製品・サービス等の種類及び税込価格の合計金額、そして環境保全効果等をアウトカム指標とする（図1-1）。

このように直接的には消費者の行動変容を促すことに主眼を置いているが、消費者による環境に配慮した製品・サービス等の選択を通じて、それらを提供する側がより

環境に配慮した製品・サービス等を提供するようになることを間接的に促し、さらにはそれらを選択する消費者が増えるといった好循環を生み出すことによって、経済社会全体として環境配慮を適正に評価する仕組みづくりを目指すものである。

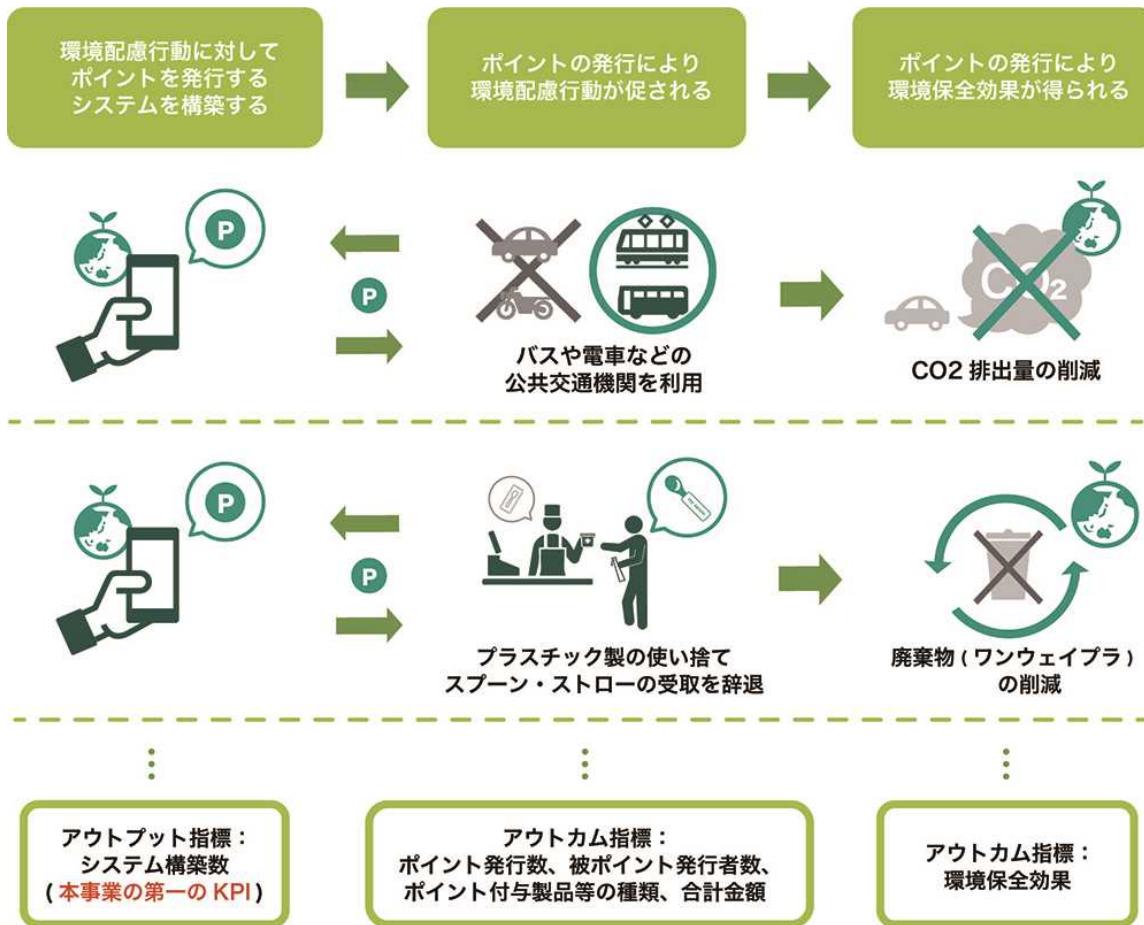


図 1-1 食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の目的

(3) 用語の解説

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業で重要な用語について、以下に解説する。

① グリーンライフ・ポイント

環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し、企業や地方公共団体、地域等が発行する環境配慮ポイントの総称。すでに何らかのポイントの仕組みを有している場合、その既存のポイントの名称をそのまま使用してもかまわない（ただし、環境省の食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業によるものであることを、消費者に対してわかりやすく示す必要があることに留意）。

② 全国規模事業

環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対して新たにポイントを発行するために必要となる企画・開発・調整等を行う事業であって、申請対象者が2以上の都道府県内でポイントを発行する事業（電子商取引の場合は購入者の所在地が2以上の都道府県にまたがる事業）のことをいう。

③ 地域規模事業

環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対して新たにポイントを発行するために必要となる企画・開発・調整等を行う事業であって、申請対象者が単一の都道府県内でポイントを発行する事業のことをいう。

なお、補助事業終了後において将来的に2以上の都道府県内でポイントを発行する計画であっても、補助事業の期間内においては単一の都道府県内でのみポイントを発行する場合には、地域規模事業として扱うこととする。

④ 環境保全効果

環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果のことであって、具体的には、CO₂の削減、食品ロスの削減及びワンウェイプラスチックの排出抑制等の効果をいう。

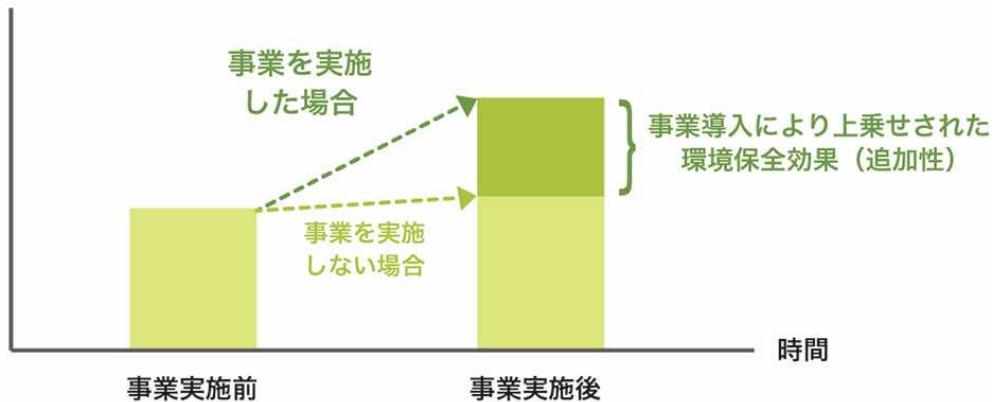
⑤ 環境保全効果の追加性

現状と比較してどれだけ追加的に、環境保全効果を上乗せできるかということ。ある消費者がすでに何らかの環境配慮行動を実践している場合に、その行動を継続して実践することが重要であるが、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業を実施しなくても、その消費者がその行動を継続して実践する場合には、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業による環境保全効果の追加性は見込まれないことになる（図1-2 上段）。このことから、ライフスタイルの転換を客観的に把握することが課題となる。

一方、ライフスタイルの転換がなされなかったとしても環境配慮行動の実践が継続されることによって追加的な環境保全効果が見込まれることにも留意すべきである。すなわち、何もしなければ自然と環境配慮行動が実践されなくなったり、環境負荷のより高い行動が選択されたりすることによって環境負荷が増加する場合であって、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業によりその行動の実践が維持される場合又は環境負荷の高い行動の選択が抑制される場合には、抑制された環境負荷の潜在的な增加分が追加的な環境保全効果とみなすことができる（図1-2 下段）。

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業においては、こうした環境保全効果の追加性が見込まれる事業をより高く評価する。

環境保全効果



環境保全効果

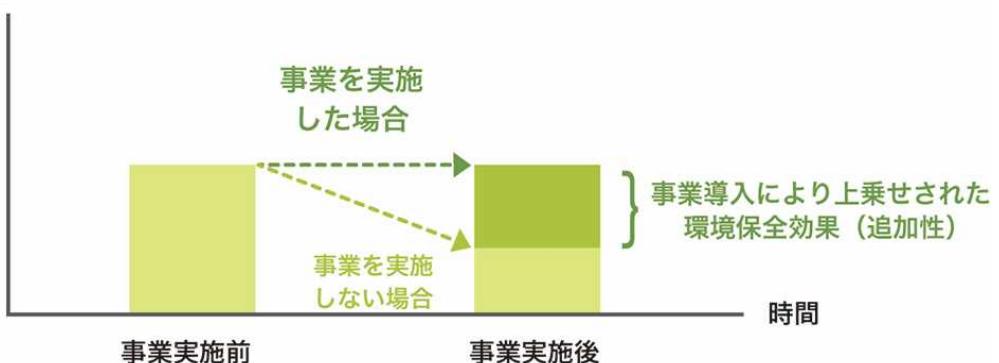


図 1-2 環境保全効果の追加性

⑥ 共同事業及び共同事業者

2 以上の事業者で構成される事業を共同事業という。この場合、補助金の申請及び交付の対象者が代表事業者（1 者）であり、それ以外の事業者は共同事業者という。共同事業により財産を取得する場合は、その財産を取得するのは代表事業者に限る。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令又は交付規程等に違反した場合についても代表事業者がその責を負う。

⑦ 補助率及び上限額

全国規模事業の補助率は 2 分の 1 であり、補助の上限額は 3 億円（このとき、事業費は 6 億円以上）。地域規模事業の補助率は 3 分の 2 であり、補助の上限額は 1 億円（このとき、事業費は 1 億 5 千万円以上）。

⑧ 補助事業期間

交付決定後から最長で令和 5 年 2 月 28 日までであり、この期間内にポイント発行のためのシステム構築が完了し、実際にポイントを発行することが求められる（図 1-3）。ポイントの発行は環境配慮行動の実践によるものであり、それによって初めて環境保全効果が得られることに留意のこと。

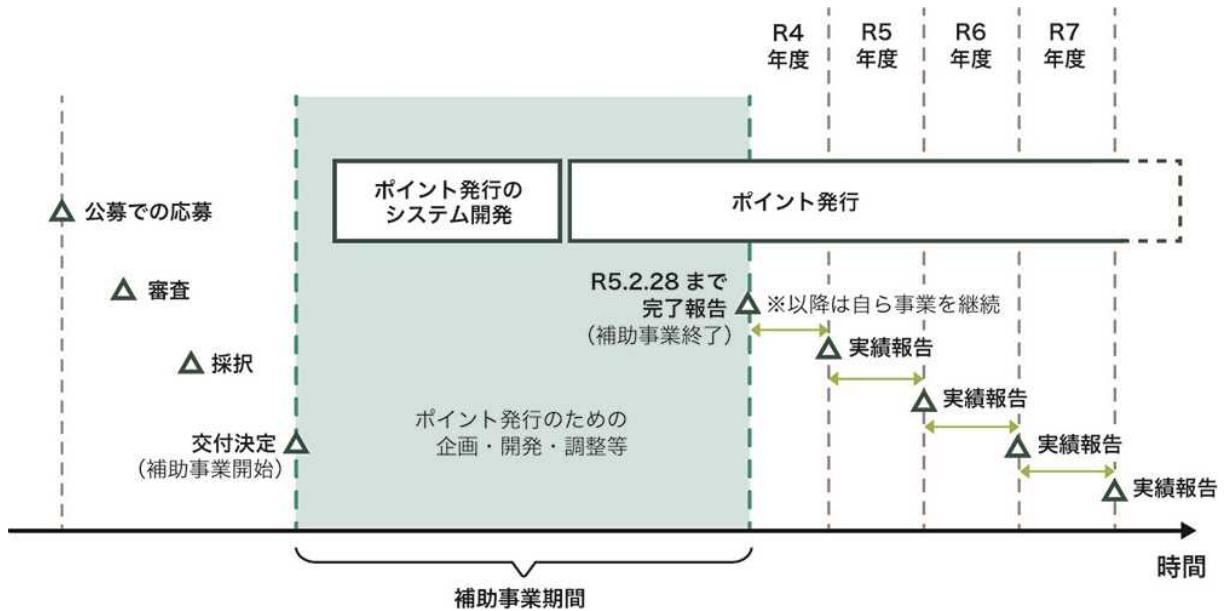


図 1-3 事業期間等のスケジュール

⑨ ポイントの原資

ポイントの原資については、補助対象外である。ポイントの原資を含む必要な予算について、事業者自らが補助事業期間内及び補助事業期間終了後（少なくとも令和7年度末までの3年間）の調達を計画的に行うこと。また、補助事業期間内において早期のポイント発行が可能となるよう努めること。

⑩ 経済効果

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業においては、各事業者からグリーンライフ・ポイントが発行された製品・サービス等の税込価格の合計金額等の実績を報告させることとしており、それにより、グリーンライフ・ポイント対象の製品・サービス等の市場規模がどれくらいになったか等を把握し、もって事業全体の直接的な経済効果の把握に資することとする。

2 補助対象経費の考え方

(1) ベースとなる事業とポイント発行事業

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業においては、ポイントを発行する前提として、ポイント発行の対象となる製品・サービスの販売・提供事業や、環境配慮行動を促す様々な取組が存在する。ここでは、これを「ベースとなる事業」と呼ぶこととする。補助金の支給対象となるのは、ポイントの発行のための企画・開発・調整等（これを「ポイント発行事業」と呼ぶ）に係る費用のみであり、「ベースとなる事業」に係る費用は対象外である。

図2-1において、二階建ての家屋になぞらえて、「ベースとなる事業」を一階に、「ポイント発行事業」を二階とした際の補助金の対象となり得る範囲について、そのイメージを示す。ここで、ポイントの原資が補助対象外であることは上述のとおりであるが、補助事業期間内においては、ポイントの発行までの準備経費に加え、補助事業期間内のポイント発行の運用経費も補助対象となることに留意のこと。

とりわけ、ポイントの発行は環境配慮行動の実践によるものであり、それによって初めて環境保全効果が得られることに鑑みて、ポイント発行の対象とする環境配慮製品・サービスの選択等の環境配慮行動の実践の促進に資するよう効果的な広報等を実施することが重要であり、こうした事業をより高く評価する（ただし、ポイントの発行やその対象とする環境配慮製品・サービスの選択等の環境配慮行動と関係のないものでないこと）。

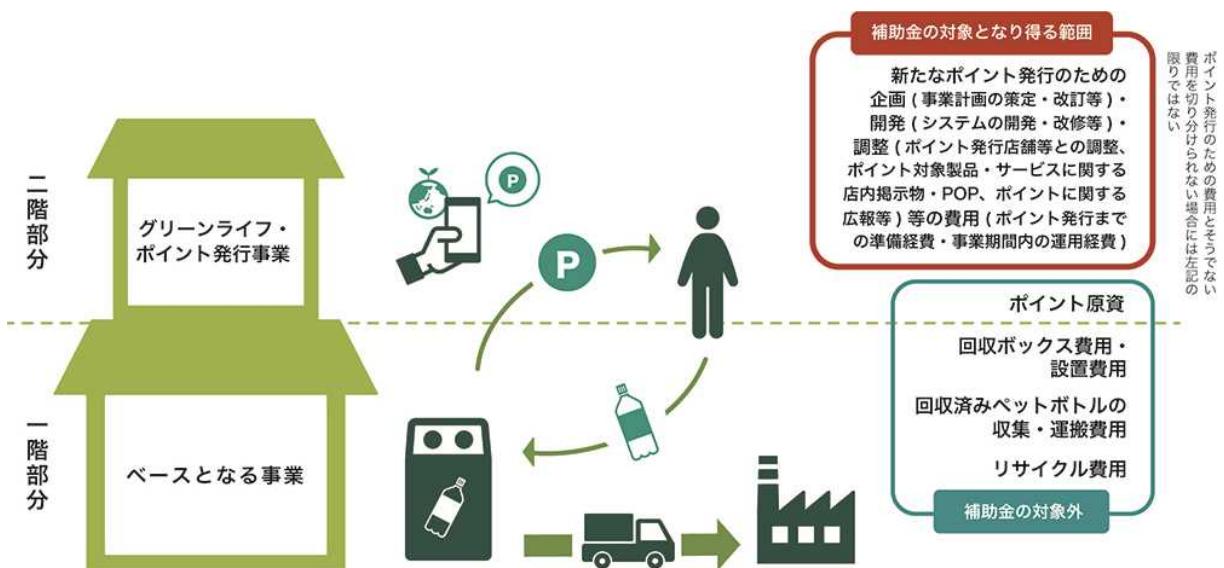


図2-1 補助対象経費の考え方（ペットボトル回収事業の例）

(2) 事業の実施体制と補助対象経費

補助金の支給対象となり得る範囲は、事業の実施体制に依存する。すなわち、複数の事業者により構成される事業の場合、いずれかの事業者が代表事業者となるかによって、補助対象となり得る費用の範囲が異なってくることに注意を要する。

図 2-2 から図 2-5 は、考えられるいくつかの事例について、必要な費用とその補助対象となり得る範囲を例示したものである。ただし、各事業においてどこまでの範囲が補助対象費用として認められるかについては、個別の確認が求められるものである。

最初の事例（図 2-2）は、ポイント発行の場をもつ応募者が自らのポイント発行システムを利用して実施する場合である。二番目の事例（図 2-3）は、応募者自らのポイント発行システムを利用しつつ、他の事業者からポイント発行の場の提供を受ける場合である。三番目の例（図 2-4）は、応募者自らのポイント発行システムを利用してポイント発行の場を持つ他の事業者と共同で実施する場合であり、四番目の例（図 2-5）は、ポイント発行システムを所有する事業者のシステムを利用する場合である。

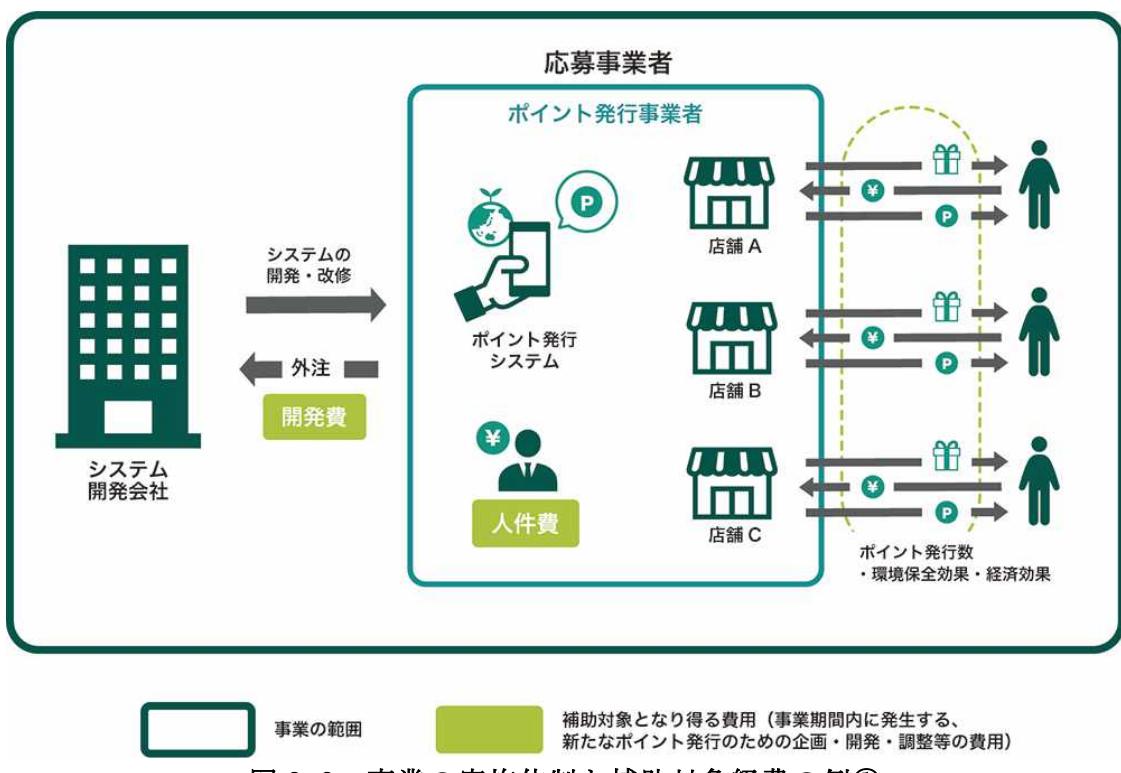


図 2-2 事業の実施体制と補助対象経費の例①

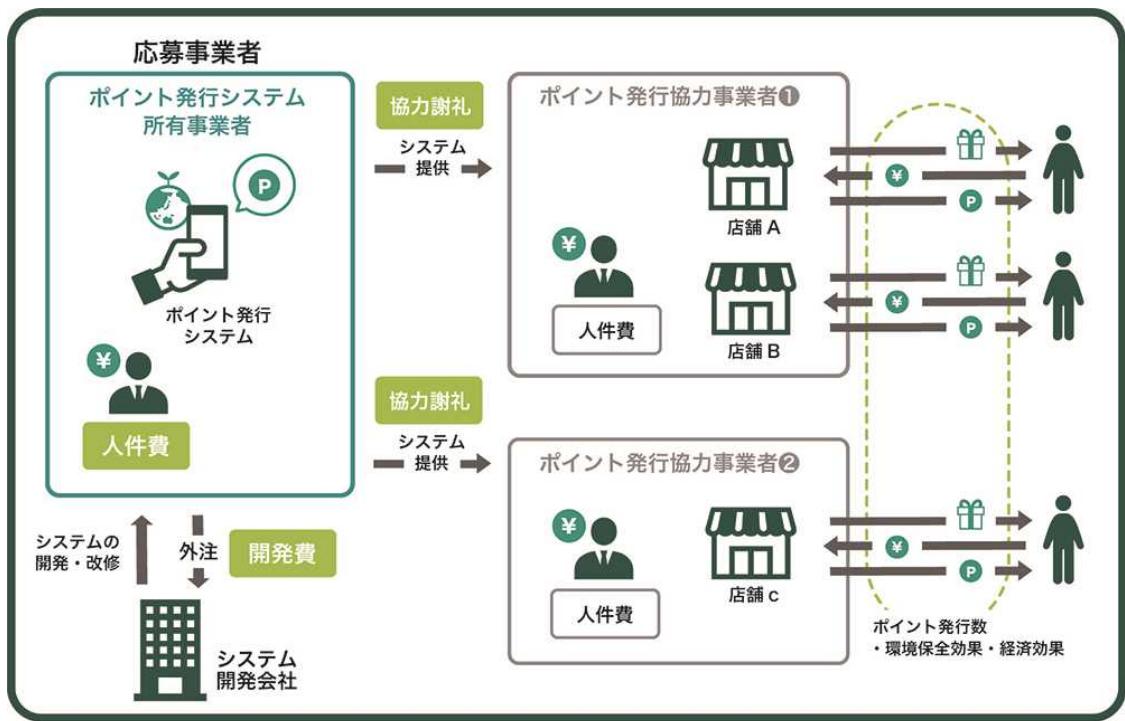


図 2-3 事業の実施体制と補助対象経費の例②

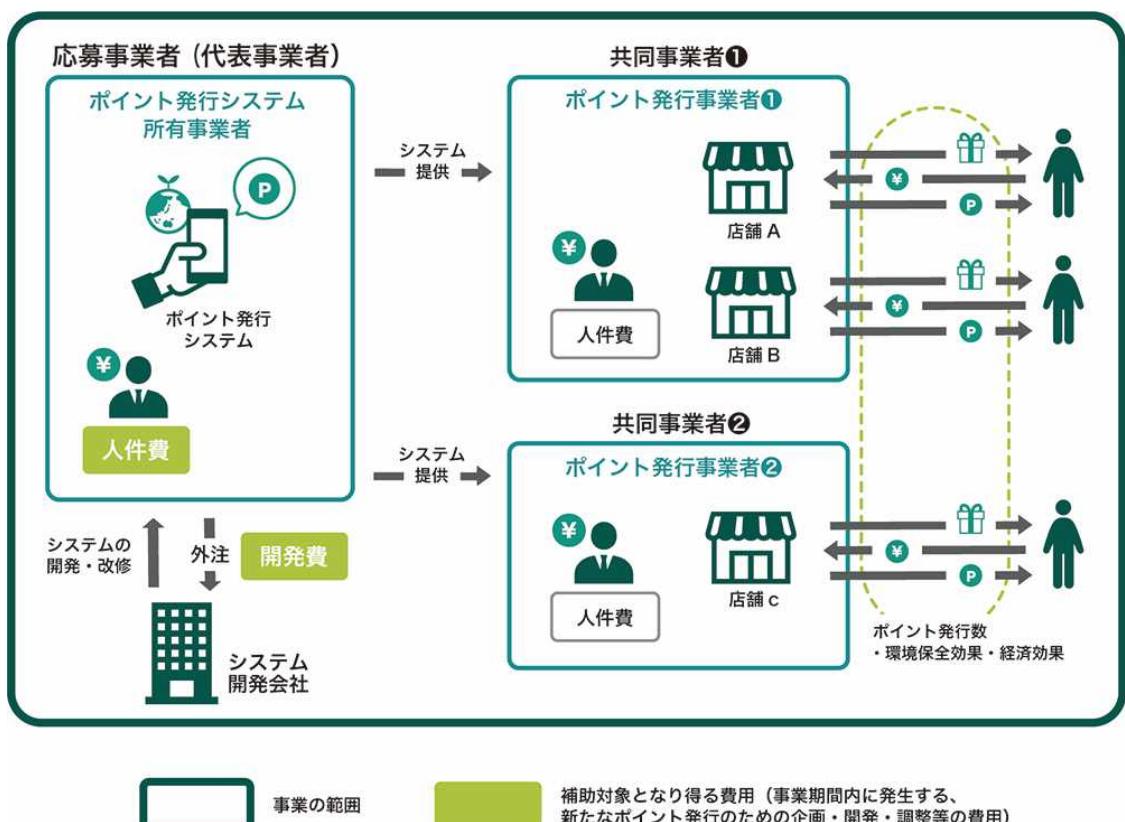


図 2-4 事業の実施体制と補助対象経費の例③

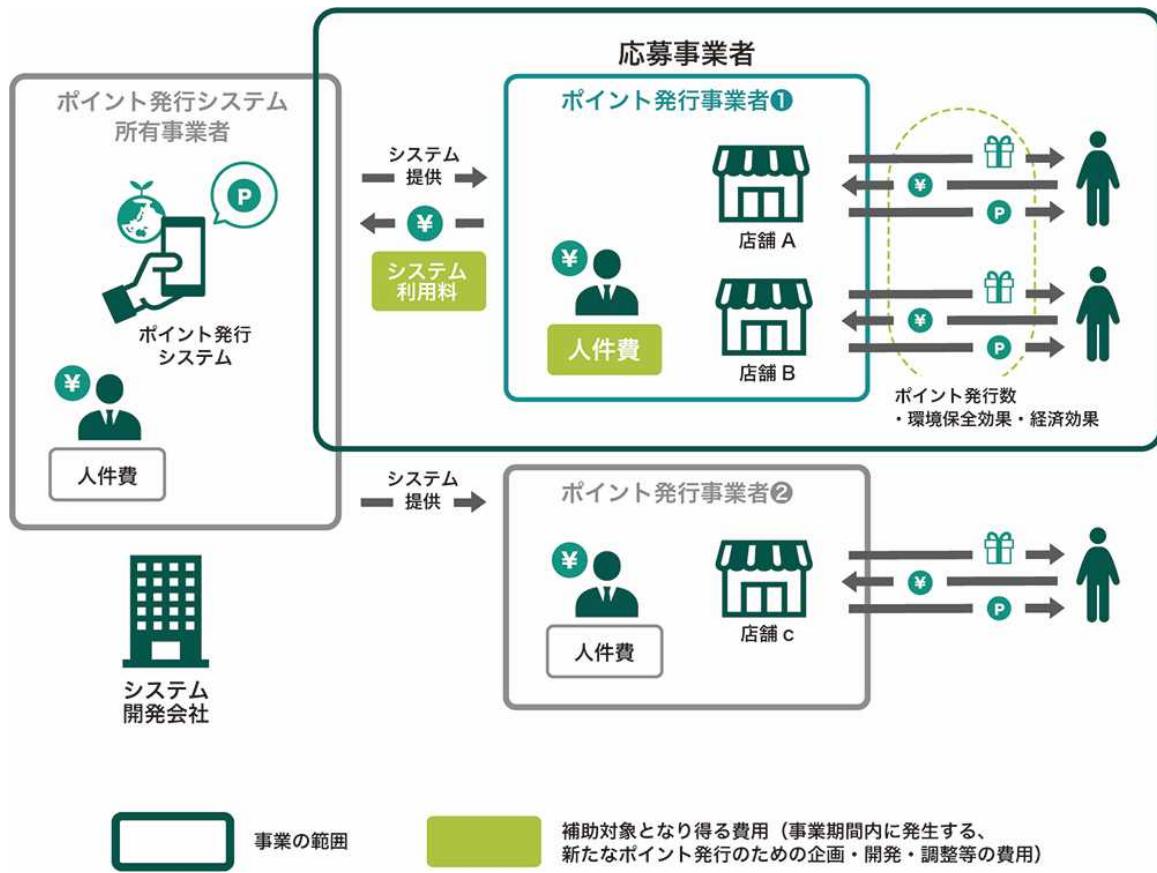


図 2-5 事業の実施体制と補助対象経費の例④

3 環境保全効果の算定について

(1) 環境保全効果の算定方法

環境省の「環境会計ガイドライン 2005 年版」においては、環境保全効果を以下のように算定することとしており、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業においても、これに準拠して環境保全効果を算定することができるが、各環境配慮行動の実態等に即した合理的な方法により算定する必要がある。事業の計画段階においても同様である。

○環境省「環境会計ガイドライン 2005 年版」

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/6396.pdf>

環境保全効果は、環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組による効果とし、物量単位で測定する。

環境保全効果は、基準期間における環境負荷量と当期における環境負荷量との差として算定する。基準期間は、原則として前期とする。基準期間と当期との環境負荷量の差とは、両期間の環境負荷の総量の差を実施した環境保全活動の効果とみなして算定する。

$$\text{環境保全効果} = \text{基準期間の環境負荷の総量} - \text{当期の環境負荷の総量}$$

環境負荷の総量の算定に当たっては、実施した環境保全活動の実態に即した合理的な方法により評価する必要がある。例えば、基準期間と当期との事業活動量が異なる場合、基準期間の環境負荷量を調整し、調整後の値と当期の環境負荷量との差を算定する方法がある。

$$\begin{aligned} \text{環境保全効果} &= \text{基準期間の環境負荷量} \times (\text{当期の事業活動量} : \text{基準期間の事業活動量}) \\ &\quad - \text{当期の環境負荷量} \end{aligned}$$

なお、こうした算定方法はいわゆる前後比較によるものであって、当期に講じた個別の取組（具体的にはポイントの発行）の純粋な効果を因果関係が明らかな形で推定するに当たっては（すなわち、ポイントの発行によりこれだけの環境保全効果が得られたと結論付けるためには）、頑健な効果検証の手法とは必ずしも言えないことに留意が必要である（ポイントの発行以外の要因が結果に影響した可能性を排除し切れない）。

ここで、上述のとおり、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業においては、消費者の環境配慮行動に対してポイントを発行するシステムを構築することを主たる目的としており、また、環境省の別事業（グリーンライフ・ポイント推進事

業効果検証等事業)により事業全体の効果検証等を実施することとしていることから、ランダム化比較試験等の得られるエビデンス(根拠)の質の高い頑健な効果検証の手法により環境保全効果を検証することは各事業者に求めないこととするが、実証実験的な手法を用いる等、環境保全効果の詳細な把握・検証に資する場合には、より評価されるべきものである。

(2) 環境保全効果の算定のための指標

環境会計ガイドラインにおいては、環境保全効果を算定するに当たり、事業活動との関連から次の4つに分類した上で、用いる指標の例示をしている。

① 事業活動に投入する資源に関する環境保全効果

事業活動のインプットに関する環境保全効果は、以下の指標等を用いて測定することができる。

- ・総エネルギー投入量 (J: 熱量単位のジュール)
- ・種類別エネルギー投入量 (J)
- ・特定の管理対象物質の投入量 (t: 重量単位のトン)
- ・水資源投入量 (m³: 体積単位の立方メートル)
- ・水源別水資源投入量 (m³) 等

② 事業活動から排出する環境負荷及び廃棄物に関する環境保全効果

事業活動からのアウトプットに関する環境保全効果は、以下の指標等を用いて測定することができる。

- ・温室効果ガス排出量 (t-CO₂: 二酸化炭素の量に換算した重量単位のトン)
- ・種類別又は排出活動別温室効果ガス排出量 (t-CO₂、t-CH₄ 等)
- ・排出又は移動した特定の化学物質の量 (t)
- ・廃棄物等総排出量 (t)
- ・廃棄物等最終処分量 (t)
- ・総排水量 (m³)
- ・水質 (BOD、COD) (mg/L: 体積1リットル当たりのミリグラム単位の含有重量)
- ・NO_x、SO_x 排出量 (t)
- ・悪臭 (最大濃度) (mg/L) 等

③ 事業活動から算出する財・サービスに関する環境保全効果

財・サービスの使用時や廃棄時の環境保全効果は、以下の指標等を用いて測定することができる。

- ・使用時のエネルギー使用量 (J)
- ・使用時の環境負荷物質排出量 (t)
- ・廃棄時の環境負荷物質排出量 (t)
- ・回収された使用済み製品・容器・包装の循環的使用量 (t)

- ・容器包装使用量 (t) 等

④ その他の環境保全効果

その他にも上記に分類されない様々な環境保全効果があるが、以下のような指標等を用いて測定することができる。

- ・輸送に伴う環境負荷物質排出量 (t)
- ・製品・資材等の輸送量 (t・km : 重量と距離の積)
- ・汚染土壤の量や面積 (m³、 m² : 面積単位の平方メートル)
- ・騒音 (dB : 音圧・音の強さの単位のデジベル)
- ・振動 (dB) 等

(3) 副次的に発生する影響

環境配慮行動の種類によっては、上記の指標のうち、複数のものが関係することがある。関係し得る全ての指標を用いることが困難な場合には、事業活動との実態を踏まえて、重要な指標を設定し、当該指標に関連する環境保全効果のみを抜き出して把握することができる。

環境配慮行動に伴って明らかな負の影響が副次的に発生しないことが望ましいが、発生する場合には、副次的に発生する負の影響を考慮して十分な対策が講じられている必要がある（図 3-1）。ここで、異なる指標の間（例えば、CO₂ 排出量と廃棄物排出量）で大小を単純に比較し、優劣を付ける確立された方法はないことに留意すること。

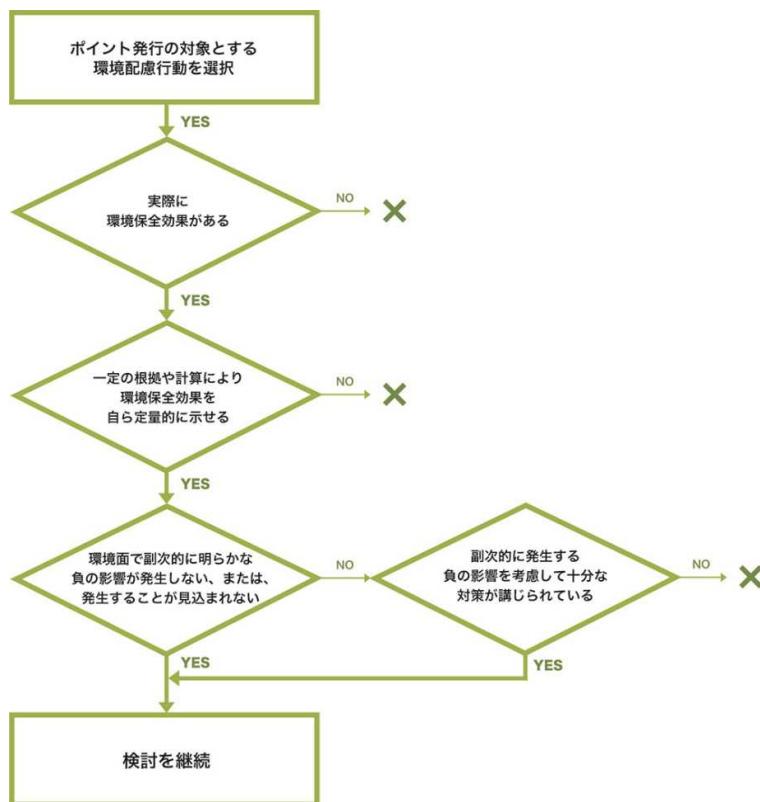


図 3-1 副次的な負の影響を考慮した環境保全効果の把握

(4) 環境保全効果の算定根拠について

これまで見てきたように、環境保全効果の算定に当たっては、具体的かつ定量的なデータに基づいて行われることが特徴である。このため、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業においては、ポイント発行の対象とする環境配慮行動が実際に環境保全効果のあることはもとより、一定の根拠や計算により環境保全効果を自ら定量的に示していることが必要不可欠である。

ポイント発行の対象となる環境配慮行動の例を図3-2に示す。これらはあくまで例であって、これらの環境配慮行動をポイント発行の対象とすることのみをもって補助対象となるものではないことに留意が必要である。また、これら以外の環境配慮行動もポイント発行の対象とすることを妨げるものではない。



図3-2 対象となる環境配慮行動の例

特定の環境配慮行動であることのみをもって一律に補助対象になるものではないということに関連した事柄として、認証品の取扱いがある（図3-3）。認証品は、認証を受けるに当たり、一定の認証基準に適合することが認められたものであるが、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の応募申請に当たっては、認証を受けたことの説明のみではなく、基準に適合することを示すために収集したデータに基づいて、具体的にどのような環境保全効果がどれだけ得られるのかを定量的に示すことが求められる。



図 3-3 認証品の取扱い

4 その他の留意事項

補助対象事業の選定に当たっては、公募要領において、以下の①から⑤の項目の観点から審査をすることとしている。【必須】要素は全て満たす必要がある。【加点】要素については、各項目の点数の範囲内での加点の検討対象となるものであり、満たすことが必ずしも求められるものではないが、他の要素で同じ評価の複数の応募がある場合等では満たしている方がより評価が高くなる性質のものである。また、事業費用の妥当性についても審査をする。

① 事業の目的

必 須	1-1	環境配慮行動を実践する個人に対してポイントを発行すること
	1-2	環境配慮行動に対して新たにポイントを発行すること (すでに環境配慮行動に対してポイントを発行している場合にはポイント発行の対象とする環境配慮行動やポイントを発行する地域、ポイントの付与率等が増えること)
加 点	1-3	ライフスタイル転換へのインパクトの観点で、現状で実践している割合や地域が少ないなど、より実践の求められる環境配慮行動をポイント発行の対象とすること
	1-4	様々な環境配慮行動をポイント発行の対象にし、ライフスタイルをより包括的に扱うこと (単一の環境配慮行動をポイント発行の対象にすることを妨げるものではない)

② 事業の効果

必 須	2-1	ポイント発行の対象とする環境配慮行動が実際に環境保全効果のあること
	2-2	ポイント発行の対象とする環境配慮行動に伴って環境面で副次的に明らかな負の影響が発生しない、または、発生することが見込まれないこと。または、副次的に発生する負の影響を考慮して十分な対策が講じられていること
	2-3	一定の根拠や計算により環境保全効果を自ら定量的に示していること
	2-4	ポイントを発行する地域や店舗等で、ポイント発行の対象とする環境配慮行動の現状のおよその実施率・実践度合いを定量的に把握していること
加 点	2-5	環境保全効果の絶対量、費用対効果が大きいこと
	2-6	環境保全効果の追加性が見込まれること (現状と比較して追加的に環境保全効果が得られること)
	2-7	実証実験的な手法により事業者自ら及び環境省による環境保全効果の追加性の把握・検証に資すること
	2-8	ポイント発行の対象者の属性等を把握し、環境省に報告することにより、事業者自ら及び環境省による詳細な効果の把握・検証に資すること
	2-9	経済効果が見込まれること (ポイント発行の対象とする製品・サービス等の税込価格の合計金額)
	2-10	業界内外への波及効果が見込まれること (他の事業者による取組が促されること)
	2-11	ポイント発行の対象とする環境配慮製品・サービスの選択等の環境配慮行動の実践の促進に資するよう効果的な広報等を実施すること (ポイント発行やその対象とする環境配慮製品・サービスの選択等の環境配慮行動と関係のないものでないこと)

③ 実施体制

必須	3-1	事業の実施に必要な組織体制が連絡網や指示系統とともに構築されていること
	3-2	ポイント発行の対象者を含む国民等からの相談や問合せ等が電話やメールにより容易にできる窓口が用意され、責任者が示されること (事業実施の担当者欄への記載を想定。異なる場合は様式自由で別途示すこと)
	3-3	個人情報やプライバシーの保護に配慮していること
加点	3-4	事業の実施に必要な者との密接かつ継続的な連携が図られていること(協定、覚書等)
	3-5	デジタル技術等の活用により環境配慮行動を客観的に把握・記録すること

④ 事業計画（スケジュール、資金）

必須	4-1	補助事業の期間内にポイント発行のシステムづくりが完成し、実際にポイントを発行すること
	4-2	補助事業の期間が属する年度及びその後の3年間の事業計画(令和4年度から令和7年度まで)が示され、採択時に公表可能であること (事業の概要、ポイントを発行する場所・数、ポイント付与対象となる製品等、環境配慮行動、環境保全効果の種類、ポイント付与率、ポイント発行開始予定日、本事業期間終了後3年間も含むポイント発行期間、問合せ窓口等を公表することとし、また、応募をもって公表に同意したものとみなす)
	4-3	補助事業の期間内のポイント原資の調達方法が確保・確定されていること
加点	4-4	環境配慮行動に対するポイント発行がより早期になされることが確実であること
	4-5	補助事業終了後の期間の事業継続の蓋然性が高いこと
	4-6	事業内容の実現性が高いこと
	4-7	事業期間内のポイント原資以外の費用の資金計画の実現性がより高いこと (公表されている企業や地方公共団体等の計画に位置付けられている等)
	4-8	補助事業終了後の3年間のポイント原資や運用経費等の確保がより確実であること (公表されている企業や地方公共団体等の計画に位置付けられている等)
	4-9	補助事業終了後の計画が3年間より長期であり、採択時に公表できること

⑤ 事業計画（ポイント発行の推移）

必須	5-1	補助事業終了後の3年間で補助事業の期間と同程度のポイント発行を維持する計画であること
	5-2	ポイントを発行する場(店舗等)の属する組織(地方公共団体や法人等の単位のものをいう。以下同じ)全体でのポイント発行を補助事業終了後の3年間でも維持する計画であること (補助事業終了後の3年間の途中で組織単位の脱退がないこと。同一組織内のポイント発行店舗等の変更についてはその限りではない)
加点	5-3	補助事業終了後の3年間で補助事業の期間以上にポイント発行を拡大していく計画であること
	5-4	補助事業終了後の3年間で補助事業の期間以上にポイントを発行する場(店舗等)の数が増える計画であること
	5-5	補助事業終了後の3年間で補助事業の期間以上にポイントを発行する場(店舗等)の属する組織の数が増える計画であること